

議案第44号

大野市立学校教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則案

令和3年6月28日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員の勤務時間の割振りによる早出遅出勤務について所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第　　号

大野市立学校教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

大野市立学校教職員の勤務時間に関する規則（平成14年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福井県教職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）」を「福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「県条例」という。）」に改める。

第2条第2項中「規定の範囲内において」を削り、同条第3項中「周知させなければならない」を「通知するものとする」に改め、同条第4項中「報告しなければならない」を「報告するものとする」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（早出遅出勤務）

第3条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教職員に早出遅出勤務（県条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日に、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる勤務時間を割り振る勤務をいう。以下同じ。）をさせることができる。

- (1) 天災地変その他の非常災害（感染症のまん延を含む。）に際して交通混雑を避けて通勤することを要すると認められる場合
- (2) 教職員が仕事と生活の調和の推進を図るために早出遅出勤務を請求した場合であって、公務の運営に支障がないと認められる場合

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

種別	勤務時間
1	午前6時から午後2時30分まで
2	午前6時30分から午後3時まで
3	午前7時から午後3時30分まで
4	午前7時30分から午後4時まで

5	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで
6	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
7	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
8	午前 10 時から午後 6 時 30 分まで
9	午前 10 時 30 分から午後 7 時まで
10	午前 11 時から午後 7 時 30 分まで
11	午前 11 時 30 分から午後 8 時まで

#### 附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

○大野市立学校教職員の勤務時間に関する規則

平成 14 年 3 月 29 日

教委規則第 4 号

改正 平成 22 年 3 月 29 日教委規則第 3 号

令和 3 年 6 月 日教委規則第 号

大野市立学校教職員の勤務時間に関する規則（平成 4 年教委規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福井県教職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年福井県条例第 2 号。以下「県条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、大野市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「教職員」という。）の勤務時間の割振りについて定めるものとする。

（勤務時間の割振り）

第 2 条 教職員の勤務時間の割振りは、校長が定めるものとする。この場合における勤務時間は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。

2 校長は、学校運営の必要に応じて全部又は一部の教職員について、前項の規定の範囲内において割振りを変更することができる。

3 校長は、前 2 項の規定による勤務時間の割振りを定め、又は変更するときには、あらかじめ勤務時間割振（変更）表（別記様式）により、教職員に周知させなければならない通知するものとする。

4 校長は、第 1 項の規定による勤務時間の割振りを定めたとき、又は第 2 項の規定により割振りを変更したときは、速やかに、教育委員会に報告しなければならない報告するものとする。

（早出遅出勤務）

第 3 条 校長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、教職員に早出遅出勤務（県条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により勤務時間が割り振られた日に、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる勤務時間を割り振る勤務をいう。以下同じ。）をさせることができる。

- (1) 天災地変その他の非常災害（感染症のまん延を含む。）に際して交通混雑を避けて通勤することを要すると認められる場合
  - (2) 教職員が仕事と生活の調和の推進を図るために早出遅出勤務を請求した場合であって、公務の運営に支障がないと認められる場合
- (その他)

**第3条第4条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第 号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	勤務時間
1	午前6時から午後2時30分まで
2	午前6時30分から午後3時まで
3	午前7時から午後3時30分まで
4	午前7時30分から午後4時まで
5	午前8時から午後4時30分まで
6	午前9時から午後5時30分まで
7	午前9時30分から午後6時まで
8	午前10時から午後6時30分まで
9	午前10時30分から午後7時まで
10	午前11時から午後7時30分まで
11	午前11時30分から午後8時まで

別記様式(第2条関係)

勤務時間割振(変更)表

( 年 月 日 )

学校長 氏名



適用期間		年　　月　　日から	年　　月　　日まで	備　　考
曜　日	教　職　員　氏　名	勤　務　時　間		
月		時　分から	時　分まで(　時間　分)	
火		時　分から	時　分まで(　時間　分)	
水		時　分から	時　分まで(　時間　分)	
木		時　分から	時　分まで(　時間　分)	
金		時　分から	時　分まで(　時間　分)	